

審 査 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第5条の5第3項において準用する第5条の3第3項
処 分 の 概 要：技能講習修了証明書の書換え又は再交付
原 権 者：大分県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第3項において準用する第5条の3第3項（猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習会） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）及び第29条において準用する第22条（技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：書換えは1日、再交付は3日（行政庁の休日を除く。）
申 請 先：申請者の住居地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課
問 合 せ 先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話097-536-2131） 申請者の住居地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課
備 考：